

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
及び消費経済審議会製品安全部会合同会議

議事録

日時：平成31年3月4日（月）16：00～18：00

場所：経済産業省別館2階 第227・231・235共用会議室

・開会

○原製品安全課長　ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会製品安全小委員会を開催させていただきます。

私、事務局の製品安全課長の原と申します。よろしくお願ひします。委員の皆様方につきましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開催に当たりまして、福島大臣官房技術総括・保安審議官からご挨拶をさせていただきます。

○福島技術総括・保安審議官　今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。年度最後の製品安全小委員会です。よろしくお願ひします。

まず、今日は幾つかの議題がございます。1点目は、重大製品事故の件数が減ったこと、平成30年、昨年は813件で過去最低となっています。それから、今日は資料がたくさんついています、幾つかトピックをお話ししますと、資料3-2でリコールの実効性改善に関する中間報告がございます。リコールは各事業者の皆さんに一生懸命やっておりますが、リコールをする時期によって、リコールの率が100%にならない。廃棄されたりすると当然100%になりません。そういうところに関して少し実態に近づけるような方法はないだろうかについて、報告をいただいています。

あと、資料4-1では高齢者による事故も残念ながら減っていないということで、高齢者に係る製品事故の動向のご紹介。それから、インターネットによる取引もかなり増えてきておりますし、違反事例も増えてきています。また、取引がグローバル化すると、サブ

ライチェンで部品等を中国等で作ったり、サイレントチェンジにより、知らない間に安全性に懸念のある部品に変わってしまっていることによる事故も増えてきておりますので、そういった議題。

また、リチウムイオン蓄電池の事故も増えておりまして、これは2月から本格施行していますが、その紹介。あと、IoT製品でコンセントに挿して遠隔的にいろいろな操作をするような事案について、事業者の方からそういった製品を使いたいという要望がありますが、一部、法律上の適用についてサンドボックス制度という紹介がございますが、そういったものについての取り組み。

あとは国際連携について、当然、日本で起きているような製品事故は、アメリカ、ヨーロッパだけではなくて中国、台湾、東南アジアでも同じような製品が売られておりますので、そういったものに関しては日本だけではなくて国際的に連携しながら、より安全な製品安全行政をしていこうと、各国との連携もこの1年間で強化してまいりました。そういった事例について本日はご紹介させていただき、来年度も事故を減らすための取り組みを一層強化してまいりたいと思っておりますので、本日は忌憚のないご意見を伺わせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○原製品安全課長 ありがとうございます。引き続き、三上委員長からご挨拶いただければと思います。

○三上委員長 委員長を仰せつかっております三上でございます。きょうもよろしくお願いいたします。

私も事前にご説明を伺ったところによりますと、事故は下がってはいる。ただ、下げどまり感もなくはない。これは一段高い所に製品安全、あるいは生活空間の安全をどうもっていくかということについて、お役所もいろいろな知恵を絞っておられるようでございます。

きょうは大変幅広い話題について、2時間という限られた時間ですけれども、たくさんのご報告があると思います。きょうお集まりの皆さんにぜひ多角的な視点からご助言、ご指導、ご意見を効率的にいただきたい、そういう時間にしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○原製品安全課長 ありがとうございます。以後の議事進行におきましては、三上委員長にお願いしたいと思います。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○三上委員長 それでは、まず、事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

○原製品安全課長　　まず初めに、今回新しく審議にご参加いただきます委員の方をご紹介させていただきたいと思います。大手家電流通協会の金谷委員、それから家電製品協会製品安全委員会の浅川委員長が本日から審議に加わります。よろしくお願いします。

それから、本日は大崎委員と唯根委員がご欠席されております。また、佐々木委員でございますけれども、30分程度おくられるというご連絡をいただいております。

そのほか、お時間の都合から、事務局、ご出席の委員、オブザーバーのご紹介は、座席表をもってかえさせていただきたいと思います。

○三上委員長　　ありがとうございました。会議の定足数について確認をさせていただきますが、委員の出席者が過半数を超えておりますので、本日は成立しております。

引き続き、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○原製品安全課長　　経済産業省では、審議会のペーパーレス化を進めておりますので、本日もタブレットによる電子媒体をごらんいただく形でさせていただきたいと思います。お手元のタブレットには、既に資料が参照できる状態になっておりますので、資料を参照される際に資料番号を付したファイルをタップしていただければと思います。

本日の配付資料につきましては、タブレットのファイル名一覧がございますとおり、資料1から資料8-3、それから参考資料という形でございます。もしタブレットのふぐあい、操作について不明な点などございましたら、事務局の者にお知らせいただければと思います。

また、ご発言いただく際には、ネームプレートをお立ていただきますようお願い申し上げます。委員長からのご指名の後、事務局の者がマイクをお渡しさせていただきます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題の(1)平成30年製品安全関連法の執行状況等について、また議題の(2)平成30年製品事故の発生状況及び課題について、製品安全課からご報告をお願いいたします。

○原製品安全課長　　それでは、資料1、2について事務局より説明をさせていただきます。

まず、資料1をごらんいただければと思います。製品安全関連法の施行状況についてのご説明でございます。

1 ページ目でございますけれども、製品安全4法の概要を書いてございます。

2 ページ目でございます。届け出の件数について一覧で示させていただいております。

例年6,000件強で推移しておりまして、一番上の電安法関係の届け出が圧倒的に多くなっております。

それから、3ページ目をごらんください。違反件数でございます。平成30年に製品安全4法に抵触するものとして経済産業省で確認した違反件数は503件でございます。その推移としては、例年少しずつふえてきている状況でございます、やはり電安法が多くなっております。

違反事業者に対しては、ヒアリングや立ち入り検査等を実施しまして、口頭での注意や改善を促す文書を発出するなど、違反状況の解消に向けた指導を行っているものでございます。

違反情報の入手端緒については、下の表に示したとおりでございます、試買テスト、NITEの立ち入り、自治体の立ち入り、情報提供、自己申告等がございます。主な違反品については、以下に記載のとおりでございます。

それから、参考でございますけれども、4ページ目をごらんいただきますと、各法の違反状況の詳細をお示ししてございます。これにつきましては、特に事業開始・変更等の届け出義務違反、技術基準違反、それからPSマークの表示違反といったものが増えてきているところでございまして、電安法が多い状況でございます。

最後に5ページ目をごらんいただきますと、これは各自治体の立入検査等による違反件数の推移をお示ししてございます。29年度は合計で9件になってございまして、平成30年度につきましては、現在集計中でございます。

以上が資料1のご説明でございます。

続きまして、資料2を開いていただければと思います。平成30年における製品事故の発生状況でございます。

1ページ目をごらんいただきますと、重大製品事故の報告・公表制度の流れを示しております。

これを踏まえまして、2ページ目に平成30年の重大製品事故件数を示してございます。合計813件でございます。先ほど福島審議官からお話ししたとおり過去最低となっております。区分といたしましては、燃焼器具が19%程度、電気製品が64%程度と、圧倒的に電気製品の事故が多くなっています。

それから、重大事故の種類については、火災が82%という形で圧倒的に多くなっています。死亡が27件3%、重傷が115件14%となっています。

それから、3ページ目をごらんください。重大製品事故件数の推移でございます。昨年の873件から60件減っておりますけれども、主な増減品目としては、照明器具が16件ふえております。一方、電気ストーブが16件減っている。石油ストーブも14件減っているという状況でございます。電気製品が引き続き多い状況でございます。

続きまして、4ページ目をごらんください。原因究明でございます。特に平成28年、29年をごらんいただきますと、製品起因が30%程度を例年占めていることがおわかりいただけます。一方で、誤使用・不注意が10%程度、その他の非製品起因が20%程度でございます。平成30年についても恐らく同様の傾向だと思っておりますけれども、現在、調査を行っている途中でございまして、調査中が55%となっております。

1枚めくっていただきまして5ページ目でございます。リコール件数の動向と取り組みの必要性でございます。平成30年に開始された自主リコールは75件、重大事故契機が19件でございました。

それから、一番下のグラフをみていただきますと、リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び重大製品事故全体に占める割合の推移でございますけれども、平成30年までみていただきますと、残念ながら暦年10%程度はリコール品による重大事故が発生している状況でございます。

それから、6ページ目をごらんください。高齢者関連事故の概況でございます。高齢者の事故の割合も近年増加傾向にございます。特にガス石油機器において顕著になっております。今後、高齢者人口の増加に伴って高齢者事故も増加していくことが予見されております。平均で申しますと、10年前に23%程度のものが現在30.9%となっております。

高齢者が被害を負う重大製品事故は、人的被害が重篤になる傾向がございます。右側のグラフの特に赤いところ、死亡の割合をみていただきますと、年齢層が上がるに従って死亡事故が増えている状況でございます。

続きまして、7ページ目をごらんください。重大製品事故が起きた製品の入手先の情報でございます。特に一番下、オレンジと薄オレンジで示したものでございますが、インターネット通販と通信販売を合わせたものでございます。これが10年前は5%程度のシェアであったものが、平成30年には20%程度になっている傾向がみてとれます。

続きまして、8ページ目でございます。リチウムイオン蓄電池関連製品の事故動向でございます。リチウムイオン蓄電池の異常による製品事故につきましては、近年、増加傾向でございまして、一番上のグラフがその状況を示しております。30年は若干減ってござい

ます。ノートパソコン、モバイルバッテリー、携帯電話といったものの大半がリチウムイオン蓄電池の異常による事故になってございます。モバイルバッテリーにつきましては、ことしの2月1日から電安法の規制対象としております。

最後に9ページ目をごらんください。輸入製品の重大事故の報告件数でございます。これは左下の図をみていただきますと、赤いものが国内製ですけれども、緑、その他、上のほうが輸入品でございまして、国内品の事故は減ってきておりますが、輸入品がなかなか減っていないという状況でございます。重大製品事故の報告があった輸入品の7割程度が中国からの輸入品という状況でございます。

ただ、一方で、この中には国内大手企業による現地製造も含まれておりまして、事故の原因調査、グローバルサプライチェーンの分析も必要と考えております。

また、右側は、日本製と外国製の製品事故原因でございまして、一番下の青いところが製品起因でございまして、外国製の事故のほうが製品起因の割合が高いという傾向がございます。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。皆さんもいろいろ質問があるかと思うのですが、本日の議題(3)も現在ご報告いただいたテーマの各論ですので、資料番号でいきますと3-1、3-2、4-1、4-2、大変恐縮ですが、続けて事務局からのご報告を受けて、その後質疑というようにまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局、3-1からお願いいたします。

○大澤製品事故対策室長　それでは、次の議題、リコールの効率向上についてご説明を申し上げます。お手元の資料3をごらんいただければと思います。

まず1ページ目をめくっていただきますと、先ほど原からご説明申し上げたリコール件数の動向と取り組みの必要性という紙がございます。申し上げましたとおり、年々減ってきているとはいえ、依然、重大製品事故全体の約1割を回収前のリコール品が起こしているのが現状でありまして、重大製品事故全体を減らすという意味では、この問題にどう取り組んでいくのかというのは引き続き大きなテーマであつたりします。

次のページをごらんください。覚えていらっしゃるかと思いますけれども、一昨年度のこの場、製品安全小委員会の場で、当時、郷原委員だったと思いますけれども、今の消安法に基づくリコールにはいろいろ問題があるよねと。特に10年、20年リコールを続けていても、依然としてずっと続けている事業者もいらっしゃる。このままでいいのかという問

題提起をいただきました。

冒頭申し上げましたとおり、リコール品による事故をどうやって減らしていくのかという問題と、郷原委員にご指摘いただいたリコール制度の実効性は今のままでいいのかという話をあわせて、改めて検討を進めてきたのが現状であります。昨年度のこの場では、リコールの実施状況を評価する際に、例えば5年たった場合、10年たった場合、市場にどの程度その製品が残っているかという残存率をある程度加味しないと、正確な評価はできないよねという話があったのを覚えていらっしゃるかと思います。この場でご理解をいただけたと認識しております。

昨年のその議論を受けて、その次のページをごらんいただきますと、リコール課題の検討会と称して、きょうこの場に向殿先生にもご来席いただいておりますけれども、今のリコール措置の実効性改善に関する検討会と称して、実はずっと議論を続けてきているところがございます。この後、向殿先生から、検討会における議論の内容について簡単にご紹介させていただきたいと思いますので、この場で私からの詳細は避けさせていただきます。

このページの右側にありますとおり、昨年11月から議論を開始しまして、ことしの6月を目途に結論を取りまとめて、最終的に事業者の方々に対する今の消安法に基づくリコール実施のインストラクション——リコールハンドブックと呼んでいますけれども——を改定する方向で今のところ議論を続けているような状況でございます。

前後しますけれども、前のページに戻っていただいて、今、検討会で議論させていただいている一番大きなテーマは、冒頭申し上げた残存率をどう評価していくのかという話が1つ。

2番目として、行政手続上の問題とありますけれども、真面目にリコールに取り組んでいる事業者もいれば、必ずしもそうでない事業者もいるのが実情でありまして、実は不公平な制度なのではないかという問題提起を事業者の方からいただきました。

3番目のリコールに至る前段階での問題。これは事故原因の調査において、事業者の協力が得られないことがある。リコールを事業者に実施していただくに際しては、事故が起きたときの原因の調査をして、特定する必要があるわけですがけれども、調査プロセスに必ずしも事業者にご協力をいただけない場合があつて、結果的にかなりの数の事故が原因不明で終わってしまっているという実情があります。この数を減らしていくのも1つ大きなテーマでありまして、これがリコールに至る前段階での問題でございます。

それから、最後のリコール実施上の問題。これはリコールの回収率を上げる、いわば伝

統的な問題意識でありますけれども、例えば、リコールの経営負担に企業が耐えられず、途中で倒産してしまう場合もある。あるいは、最近特にネット販売がふえてきたことによって、外観上リコール品と全く同じに見えるのだけれども、事業者が違ったりブランド名が違ったりという場合があります。そのような問題にどう対応していったらいいのかという議論でございます。

それから4ページ目、5ページ目をごらんいただきますと、今簡単に申し上げたテーマでございます。

最後に6ページ目をごらんください。リコール回収率向上のための取り組みと称して、この1年間で始めた大きなトピックスとして、遅まきながらでありますけれども、経産省においてもリコール情報を発信するためのツイッターのアカウントを開設いたしました。個別のリコール情報を従来以上に消費者の方々にみていただけるように工夫する取り組みを進めてきている状況でございます。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

続きまして、実効性改善に関する検討会の中間報告につきまして、向殿座長よりご報告をお願いいたします。

○向殿座長　それでは、資料3-2をみていただきたいと思います。リコール問題の検討会をやっている向殿です。この検討会、正式な名前は、消費生活用製品安全法に基づくリコールの実効性改善に関する検討会の中間報告でありますので、今どんなことを検討しているかというのをちょっと紹介いたします。

1枚めくっていただきますと、この検討会で認識されているリコールの課題を幾つかリストアップしてみました。大きく分けて3つあります。1つは、リコールを一生懸命努力していても、回収率が上がらない。なぜか。実は廃棄されたり、使っていない、残っていないというのがあって、それをカウントしていないから、リコールの回収率が上がらないのは当たり前なのです。世の中に物が無い。でも、何個回収したか。売った数に対して回収した数で何%回収したかといわれると、これは難しいだろう。何とかしよう。要するに、正当に評価されていないというのが1つの問題。

もう1つは、今、大澤製品事故対策室長からのお話にありましたように、リコールに至る前のいろいろな問題がありまして、例えば、業者が事故のあった製品を廃棄したとか、実は入手困難なのです。だから、事故調査をしようと思っても製品が無いという場合もあ

るし、実は海外の製品であったり、また輸入業者に専門知識がなくて、ほとんど情報が得られないとか、現実にリコール情報によって原因を究明してやろうと思ったときに、我々は製品を入手できないということがありまして、リコールの指導も非常に困難。特に輸入業者が入っていると大変難しいということが2つ目の問題であります。

3つ目は、ネットでいろいろ事業をされている事業者はたくさんありますけれども、このリコール対応は意外に難しい。なぜかといいますと、ネットですから、外観上はリコール製品とそっくりだけれども、本物か偽物かどうなのかというのは、実はよくわからないのです。そして、リコール対策済みのものもあれば未対策のものもあって、ネットで見たのでは対策しているのかどうかわからない。要するに、対応していないまま売ってしまったということになりますと、いろいろな問題があるということでもあります。

次のページをめくっていただきますとよくわかりますけれども、まず今の問題、1番目のリコールの残存率の問題がありまして、各社回収率が伸び悩んでいると考えていますけれども、その要因は何でしょうかと聞いたときに、残存率の低下問題。回収しても残存率が少しも減らない。要するに、実際もう世の中にはないのです。それなのに集めろというのは無茶な話であります。お客様は大体数年で買いかえてしまっていますから、廃棄されてしまっていて、実は物が無いという問題をどうしたら回収率に反映できるのかを業者としては悩んでいるのですというのが参考の2枚目の資料であります。

次のページをみていただきますと、リコールの進捗を経産省へ報告することになっていきますけれども、実際、中にはちょっとうまく逃げて少しも報告しない業者もいれば、真面目に一生懸命努力している業者もいて、真面目なやつが損をするみたいな傾向がある。そして、真面目にリコール終了までやろうと思っても、今いったように回収率100%にはならないので、いつまでやったらいいのかという問題が当然起きるのです。ですから、報告をするのに、いつ終了したらいいのかという目安が全くわからない。100%回収しろなどということになると、永久に不可能なことは明らかなのです。業者はこういう問題も悩んでいますということでありまして、ある意味では、真面目にやっている業者が損をするという変な言い方ですけども、巧妙にリコールを回避している業者がいますので、真面目にリコール対策をしている企業には大変な不公平感があるということでもあります。

次のページをみていただきます。2番目は残存率。世の中に売った製品がどのくらい残っているかと、それに回収率を少し加味してやれば、回収率が本物に近づくのではなからうかということ、売った製品が今世の中にどのくらい残っているのかというのを少し推

定したい。それがわかれば回収率はちゃんと適正に評価できるだろうという発想であります。

幾つかの協会でこの試みをしておりまして、家電製品協会では、資料4ページにありますように、長岡技術科学大学、三上先生のところと協力しながら残存率、要するに世の中にどのくらい残っているかというのを推定する研究を始めていまして、家電製品7品目に当たり、それから消費者アンケートなどで20品目決めて、残存率を計算している。アンケートによったり、ある意味では製品そのものの老朽化、その他、いろいろなデータによって決めようということであります。

次のページをみていただきたいと思います。5ページは、日本ガス石油機器工業会でも同じような取り組みをしていまして、残存率はどのくらいあるのかというのを調査、検討しているということです。ここに書いてありますように、日本ガス石油機器工業会では20品目をターゲットにしまして、この製品が市場にどのくらい残っているのか、売ったときにどうで、今どうだということをちゃんと調べて、回収率の精度を上げるために残存率を計算したいということであります。

これも一生懸命研究しておりまして、次の6ページ目をみていただきますと、残存率のグラフの事例です。これは石油給湯機と石油ファンヒーターでございます。右に行くに従って年数がたって、そしてどのくらい世の中にその機器が残っているかをアンケートや実際の使い方等を調べてみますと、実は年をとればとるほど、だんだん社会に存在している機器がなくなっていくというグラフです。永久に100%が続くなどということはありません。どんどん廃棄されたり壊れたり買いかえたりして使えなくなってくるというのを石油給湯機と石油ファンヒーターについてやってみたら、こんなグラフが得られているという1つの事例を示しています。

次の7ページ目をみていただきますと、この結果、意外におもしろいことがわかりまして、リコール事例の比較と残存率を反映した補正回収率。回収率は販売した数に対して何個回収したかで今まで計算していましたが、それは無茶ですということで、2つの例があります。

石油給湯機の場合は、例えば1997年3月に製造を開始して、終了したのが2001年3月なのです。4年の製造期間があって、その後、2002年、終了してから1年半後にリコールを開始した。報告時期2018年3月、どういう状態になっているかという、出荷した台数は18万900台、リコールを無償で回収してちゃんと手当てをしたのが17万8,200台ということ

で、この場合のリコール実施率は、数だけで計算すると98.5%なのです。ただ、さっきの残存率を計算してみると、世の中に残っているのはどんどん減っていくということを加味しますと、この場合、99.9%もリコールを実施していることがわかるということでありませう。

もう1つは、回収がおくれた例が右の石油ストーブ、石油ファンヒーターの例でして、製造開始が1987年、終了が2000年、ところが、リコールを開始したのが8年後の2008年です。そうするとどうなるかといいますと、リコール対象台数は636万台という物すごい数が出ていまして、回収をしてリコールが終わったものが幾つかというと14万台しかない。計算すると1.6%しか回収していない。社会にこれが公表されますと、一生懸命やったって、もう物がないのに1.6%しか回収していないといわれるわけです。これをさっきの残存率、世の中からだんだんなくなってくるということを加味して計算してみますと、この場合の回収率はなんと96.3%になる。実はかなりの率を回収しているということがわかるわけです。

このように、今リコール問題を我々は幾つか検討していきまして、こんな形でリコールを有効に、業者にとってもやりがいのあるような制度にしたいし、実際にリコール製品が世の中に出回って、それで事故が起きるなどということを少なくするような努力をこの検討会でやっていますので、中間報告ではありますけれども、こんな状態だということをご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○三上委員長 向殿座長、ありがとうございました。

それでは、もう少し報告を続けさせていただきます。あと2件ですけれども、資料4-1、4-2につきまして、引き続き事務局からご説明をお願いいたしたいと思います。

○大澤製品事故対策室長 次の資料4-1をごらんください。高齢者に係る製品事故動向とございます。若干時間が押していますので、手短にご説明申し上げます。

1ページ目をごらんください。製品事故における高齢者事故の存在感。釈迦に説法でございますけれども、超高齢化社会が目の前と。特に団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者入りしまして、最近よく報道されていますけれども、2050年には人口は1億人を切る一方で、国民4人に1人が後期高齢者になるという流れを念頭に置いたときに、今後、高齢者事故の比率がどんどん高まっていくのではないかとというのが我々の強い問題意識でございました。

次のページをごらんください。高齢者と製品の関係です。この辺はいうに及ばずの話ではありますけれども、やはりどうしても判断力、注意力の低下、あるいは身体能力の低下等々あり、重篤な重大製品事故につながりやすいというのが1つ。

もう1つ、3番目の話なのですけれども、ここが今回、我々の強い問題意識なのですが、やはり長期使用による経年劣化事故に遭う傾向が高い。どういうことかということ、我々の肌感覚としてご理解いただけると思うのですけれども、高齢の方になればなるほど、どうしても消費活動に関心がなくなってきた、物を買いかえなくなる。高齢者世帯に行ってみてみると、本当に長期使用製品に囲まれて生活をしているという実態が恐らくあるのだと思います。そうした中で、やはり経年劣化事故は今後ふえてくるのではないかというのが3番目の話であります。

次のページをごらんいただきますと、例えば、品目によりましては、現に扇風機、照明器具、エアコン、冷蔵庫等については、高齢になればなるほど長期使用製品による事故に遭う確率が高くなってきているというのが既にデータとして出てきております。

次のページをごらんいただきますと、高齢者のリコール情報へのアクセスについて。これもまたいうに及ばずですが、インターネットを筆頭にリコール情報へのアクセシビリティがどんどん落ちます。当たり前の話であります。

次のページをごらんいただきますと、高齢者による製品の長期使用問題。先ほど申し上げましたとおり、これから20年、30年先を考えたときに、どうしても高齢者による経年劣化事故がどんどんふえてくるのではないかという問題意識です。壊れるまで使い続ける方々がふえれば、それだけ経年劣化事故がふえてしまうわけですから、このあたり少し具体的なデータを集めてみようではないかということで始めたのが次のページ、高齢者製品事故のデータ収集のための調査でございます。

きょう、座長の升田先生にもご来席いただいておりますけれども、今まで政府でこうしたまとまった調査をやったことはないのですが、高齢者及びそれと比較できるような若い方々の消費行動の違い、特に高齢の方々がどの程度、経年劣化事故のリスクに直面しておられるかアンケート調査をして、少しデータ収集を試みようではないかというのがこの調査の目的であります。結果的に、全国で1,000人規模のアンケート調査を実施いたしました。

次のページには、簡単にその結果を載せさせていただいております。品目によるのですけれども、総じて高齢者の方々のほうが若い方々に比べて製品を長く使う傾向が確認でき

ると。特に顕著だったのが、扇風機、ガス給湯器、風呂釜、温水洗浄便座、冷蔵庫等々でございました。

次のページをごらんいただきますと、「壊れるまで使う」と回答された方の割合なのですけれども、これはある意味当然なのですが、20年以上製品を使っていると回答をしていただいた方に、それはなぜですかと聞いたところ、壊れるまで使ってしまったと。要は、使えるから使い続けているのだという方々が大半を占めた。これは当然といえば当然の結果でございました。

次のページをごらんいただきますと、世帯収入と長期使用の相関関係。これもある意味、当然の話なのですけれども、若い方々と高齢者の差というよりも、世帯収入の多寡によって長く使う使わないという消費行動に差が大きく出ていたという結果でございます。

それから、次のページをごらんいただきますと、これは特に顕著な結果が出たのですけれども、俗にいうヒヤリハットですが、品目別にみると、ガスコンロについては、特に高齢者の方々が危ない目に遭ったご経験をお持ちであったと特に大きな数字が出たところでございます。

次のページをごらんいただきますと、今回の調査からみえる高齢者の製品事故リスクと書いてございます。まず、高齢者の21%は15年以上その製品を使用しておられる。製品によって多少の差はあるけれども、長期使用の傾向は高齢者のお宅では高くなる。特に扇風機、ガス給湯器等々、高齢者が事故に遭いやすい品目がある。3番目、壊れるまで使いたいという意識が強く働く。これは特に年齢層の差というよりも、製品を長く使っている方々については、総じて共通の消費行動であったと。4番目、先ほど申しあげました世帯収入と使用期間には大きな相関関係があるようにみえたというところであります。

今回、単年の調査でありますので、サンプリングした母集団、データの揺らぎも当然あるでしょうし、本当は一定期間ごとに定点観測をしないと、もう少しはっきりしたことはいえないと思うのですけれども、今回、とりあえず1回目の調査ということで、こうした結果が得られたというところであります。

次のページ、これは先ほど申しあげた、今後、人口動態の変化に連動して、高齢者の経年劣化事故がふえていくのではないかとというグラフです。

駆け足になりますけれども、次のページをごらんください。高齢者と経年劣化事故に関する考察です。今回の調査によるデータ収集は不十分ではありましたが、総じて長期使用の傾向が高齢者の方々には出ていたということでありました。余りはっきりしたこ

とは申し上げにくいのですけれども、今後、年金の受給額の減少という話もございますし、そうした背景も念頭に置くと、現在以上に高齢者における製品の経年劣化事故のリスクが高まっていくというのが現時点における我々の問題意識であります。

では、経年劣化事故を防ぐための政府の対策はどうかと問われるところでございませうけれども、それは今後、現状の我々の政策の評価も含めて、これから来年度に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

次のページ以降、現状の政策として、長期使用製品安全点検制度について何ページがご説明させていただいておりますけれども、15ページをごらんいただきまして、現状を簡単に申し上げます。

今の制度は、平成21年4月に開始して以来、平成30年ですから9年目、現時点に至るまで所有者情報の登録率は4割程度まで上がってきている。これは特定保守製品と呼ばれる経年劣化事故に遭いやすい品目の登録を所有者の方々に促して、その登録情報をもとに点検を受けてもらう制度でありますけれども、残念ながら現状でまだ4割程度にとどまっています。

その登録情報をもとに事業者から所有者の方に点検を促したところ、実際に点検を受けていただいているのが、ここにありますとおりそのうちの5.7%にとどまっている。要は、登録率が上がらないこともさることながら、長く使っていながら特に問題がないという場合には、点検すら受けていただけていないのが現状でございます。

このあたりの制度をどう評価して、今後のあり方を議論していくことも含めて作業を進めていきたいと考えている次第でございます。

以上です。

○三上委員長　では、引き続き原課長、お願いいたします。

○原製品安全課長　お手元の資料4-2をごらんいただければと思います。高齢者に向けた安全な製品の設計開発促進（ビッグデータ活用）という資料でございます。

1ページ目でございますけれども、これは先ほど来ご説明しているものですので割愛させていただきますが、高齢者層で誤使用・不注意の事故も多いというところで、これに向けた高齢者の行動特性を踏まえた設計開発が求められているのではないかとこのコンテキストでございます。

2ページ目をごらんいただきますと、高齢者の日常行動データ・製品利用シーンのライブラリ化に現在取り組んでおります。平成28年度は、福祉施設を中心に22名の高齢者の行

動データ、29年度は主にデイケアを活用されている17名の高齢者の行動データをそれぞれ取得させていただいております。昨年3月20日に高齢者行動データライブラリというところで公開させていただいております。

1枚めくっていただきまして、3ページ目でございます。これがデータライブラリの詳細でございまして、フィルターで性別、年齢、身体機能、認知機能、インシデントという形で入れまして、抽出されたインシデントによってユーザー中心の設計開発をメーカーの皆さん等にやっていただくということをつくっております。

4ページ目をごらんいただきますと、29年度事業の実証の中で、例えば活動事例とございますけれども、YKK APにやっていただいたのは、手すりが赤とオレンジだと視認性が高いということで、こういう色を活用したらどうかということで取り組んでおられる例。活用事例2、ロームでは介護者の目の届かない危険エリアに踏み入ってしまう際に、センサーを入れた靴を導入してはどうかという検討をされています。それからパナソニックは、高齢者の関節可動域とか重心動揺を細かく計測して、キッチンやサンタリー周辺の製品開発に利用する。活動事例4、長谷川工業は椅子やソファなどを利用した高所作業をご高齢の方がやられる傾向が目立つということで、これを踏まえた製品開発を検討されています。

最後、5ページ目でございますけれども、30年度事業における実証です。同じようにYKK APが高齢者のご自宅での階段、段差の転倒といったところにフォーカスをした製品開発。ケアスタディは、ご高齢の方の食事姿勢に着目した事故防止対策。それから活動事例3、フランスベッド、車椅子によるずり落ちや傾眠での転倒事故に着目した製品開発。それから4番、リコーは離床センサー。ベッドから離れた場合のセンサー。最後、光研化成がベッド周辺での事故に着目して、ベッドから離れたときの床のいろいろな製品開発、こういったところに利用されているところでございます。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、ここで質疑の時間を挟みたいと思います。事務局のほうで用意された緻密なアジェンダによりますと、5時12分まで20分ほど質疑の時間がございます。なるべく多くの方に質問の時間が行き渡りますように、ご質問をされるときはなるべく手短に、また事務局からご回答される場合にも手短にお願いしたいと思います。どの議題からでも結構でございます。では、松本委員、お願いいたします。

○松本委員　高齢者が長期使用していることから、経年劣化の結果、事故に遭う率が高いというデータ、あるいはアンケート結果を出されており、その中で所得の問題が連動しているのではないかという仮説を出されています。所得の問題が入ってくるとすると、新製品が発表されると、使っている旧製品について不満はないし、故障もしていないのだけれども、新製品に買いかえたいという一定層がいるわけで、そういう方はどんどん買いかえていくわけでしょう。他方で、特に不満がなくて故障もしていないので、買いかえる必要、新製品に飛びつく必要がないという層が必ずいると思うのです。

そうだとすると、故障もしていないものを買いかえさせなければならないのかという点をもう少しきちんと考えなくてはならないのではないかと。つまり、どんどん新製品が出て、みんながそれなりの所得もあって、自然に買いかえられていくというのは非常に幸せな時代なのかもしれないです。扇風機などは余り新製品が出ている感じもしないので、我が家でも何十年前のものがございます。そういうものをまだ使えるということで使い続けていると、あるとき突然、重大な事故になるのだとすると、その部分を何とかする必要がある。すなわち、設計段階から事故の前兆のようなものがわかるような製品仕様にする、その製品が危険ですよというシグナルを自然に出してくれるようにするか、あるいは、長期使用製品により強制的な、外からのインセンティブをつけて検査をしてもらおうという方向に仕向けるのか、どちらがいいかということだと思います。

あるいは、突然使えなくなってしまう、事故が起こらない状況で使えなくなってしまうというのも1つのやり方だとは思いますが、不都合もないし、まだ使える、でも捨てなさいというのは、SDGsの関係からいっても若干引っかかるところがありますので、一番無理がなくて心理的にもうまくいくような方法を考える必要があるのではないかという気がいたしました。

○三上委員長　今すぐお答えは難しいと思いますので、とりあえずご質問を次々受けましようか。長田委員、どうぞ。

○長田委員　リコール製品の残存率のところ、エアコンなどの残存率の検討をされたということでした。東芝のエアコン回収のことで、私共でも協力できることがあるのではということで、この間もご担当の方といろいろお話をさせていただきました。あの製品は結構古い製品だと思うのですが、今でも事故が起こっているということでした。きょうのご報告でも実際にまだ年間4件事故が起こっているということでしたが、残存率をどのように考えていらっしゃるのか、何か考え方がもしあったら教えていただきたいのですけれ

ども。

○三上委員長 遊間委員からどうぞ。

○遊間委員 高齢者の製品事故調査の件についてでございますが、これから仮説を検証していくという段階ではあるかと思いますが、高齢者の特性というか、例えば先ほど壊れるまで使うといったときも、若い人からみると、例えば扇風機から異音がしてくれば壊れるなどという判断ができますが、高齢者の場合、聴覚が衰えてきたときに異音を聞き取れないといった高齢者独特の特性がありますので、ぜひその辺も含めた仮説の検証を進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三上委員長 ありがとうございます。とりあえず、お答えできるのであればお願いいたします。

○大澤製品事故対策室長 最初にリコールの残存率から申し上げますと、長田委員、全くおっしゃるとおりで、リコール回収後20年たっても事故が起きるような場合ももちろんあります。今ここで産業界の方々もそれを望み、我々も何とかしなければいけないと考えていますのは、真面目に20年間一生懸命リコールをやっていても、回収率が10%にも満たないような人たちが、おまえら真面目にやっていないのではないかというそしりを受けるのだけは何とかしてあげたいというところがございます。産業界は、別にリコールを終わらせるための議論をしているわけではなくて、彼らの努力をもう少し実態を反映して評価してもらえるような指標が欲しいという議論でございます。

ですので、先ほどの古いエアコンの場合も、彼らは別にリコールを終わらせるわけではなくて、ただ今、四十数%にとどまっているのが、実態は80%を超えているのだというように、もう少し正当に評価してあげられるような環境づくりができればというのが今の議論でございます。

○三上委員長 長田委員、どうぞ。

○長田委員 東芝の場合、多分80%ぐらい回収されていて、かつリサイクルのところでもチェックをし、すごく努力していらっしゃるし、お金もかけてやっていらっしゃるし、そこは私も評価していますので、私どもの団体の会員に向けての広報もいろいろ協力しようということになったのです。それでも実際、なぜそこまでやっていらっしゃるかとすると、毎年数件の事故——事故といっても煙が出る程度と伺っていますけれども、それが起こっているからだということ。

そこで、今おっしゃっているのは、例えば今、実際にどこにもないだろうという製品、

事故も起こっていないし、何もないということを前提の上で、残存率が低くて頑張っていて、回収できていないものの評価基準を何かつくって変えようということなのか、そこがちょっとよくわからなかったのでご質問をしています。今でも実際に事故が起こっている製品で、かつそれを一生懸命努力していらっしゃるところに、いや、もうないものもあるのではないのというのが本当にそれでいいのかどうかというのがよくわからないという質問です。

○三上委員長　　どうでしょう。そこは恐らく明確なお答えなのだろうと思うのですけれども。

○大澤製品事故対策室長　　もうこれで結構ですという話ではございませんので、繰り返し申し上げますと、もう少し正当に第三者的に評価してもらえそうな指標がつくれればいいなということでございます。

○三上委員長　　長田委員のご質問は、事故が継続して起こっているような残存リコール製品についてまでそのような議論をされるわけではないですよ。そこにイエスというお答えを期待しているのだと思うのですが。

○福島技術総括・保安審議官　　そもそもの目的は、新しく計算した残存率で古い残存率を出さないといっているわけではなくて、色々な方がみたときに、低い残存率になっているものと、推計でこうですよというのを比較しようというので、今いったリコールを一生懸命やっていて、さらにみつかったのは、議論としては全然別の議論と整理を……

○長田委員　　ということをおっしゃっていただければいいのですけれども。

○福島技術総括・保安審議官　　ということでやっております。

○三上委員長　　松本委員、遊間委員のご質問はどうか。

○大澤製品事故対策室長　　いろいろなご示唆をありがとうございますという一言に尽きるのですけれども、引き続き、これからまたいろいろとご相談をさせていただきながらデータを積み重ねて、何ができるか、何が望ましいのかという議論をさせていただければと思っております。

○三上委員長　　ほかはいかがでしょうか。水流委員、どうぞ。

○水流委員　　高齢者の特に家電についてなのですけれども、特養に入れたい直前の介護度1、2のあたりは、もう少し家電品をうまく活用すると、もっと自宅で生活することができるという部分を何かの方法で強化したいとは思っています。そういう意味での家電品開発をやっていくと、恐らくそのレベル・機能を有する家電品というのは、共働きで子

供がいるご家庭が必要になる機能とほぼ同じになってくる可能性があります。家電品の開発というものが、実は要介護度1前後のあたりになっても、まだ自宅で生き生きと生活できる時期を支援する家電品の設計提案をしたいと思っています。また、共働きの方は経済的に買いかえができるのですけれども、年金所得の中で買いかえが難しいときに、介護保険財源をその人のために使う場合と、その可能性が延長する場合とを、比較したとき、財源の使途として政策的にそのような家電製品を購入するときのサポートをするという考え方があっていいのではないかと私は考えています。自立した生活を過ごすための高齢者の評価軸みたいなものを構築する研究と言えます。自立した家庭生活を送るために家電品はどのようなサポートができるのか。それを買うための経費と自分が介護施設に入らないで済むときに使用しなかった公的財源費用を比較したときに、政策的に何割かのサポートをすることが、公的財源の使途として望ましいというようはアセスメントができるのではないかと期待されます。

経済的に買いかえは難しい高齢者をサポートするような視点が必要ではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○三上委員長　では、課長、どうぞ。

○原製品安全課長　ありがとうございます。今のお話でいうと、資料4-2は、取り組みとして始めたばかりですけれども、設計開発の段階で、ご高齢の方々が実際にどういう立ち振る舞いをされるかというデータをできるだけ集めて、そういうのを有効に製品開発に使っていただく取り組みは始めております。今ご指摘いただいたところも、どういう製品開発、あるいは産業政策と絡めて出口を検討できるかというところも、我々の省内でもいろいろな部局が絡んでくると思いますので、そういうところも議論しながら、いいご提案ができれば、我々も連携して進めていきたいと思っています。

○水流委員　多分、介護度1とかになる前のところの、少し入りかけている、でも自立できている、もっと楽しく生活できるという形のところから始めないと恐らくだめだと思うので、そこの中で、年金の問題が出てくるというところだと思うのです。

○三上委員長　たしか資料4-2のプロジェクトも、この場での水流委員のご要望が1つのきっかけで始まったように思っております。今の水流委員の、要支援にもならないぐらいのところの皆さんをターゲットにした1つの支援、データベースのようなものというイメージでよろしいですかね。また事務局のほうでお考えください。ほかに。藤野委員。

○藤野委員　主婦連合会の藤野でございます。参考資料でいただいている長期使用製品

安全点検制度のことをございます、まだ登録率も4割行かずに、また登録に至っても点検実施率が5.7%と出ています。私は別のところで、せっかく始めた制度だけれども、登録率が低いからないがしろになってきているというお話を聞いたことがあるのですが、そうではなくて、やはり今、長い間使っていて問題が起きていることに対して丁寧に検証していくことと、その課題を取り除いていくためにはこういう制度は必要だと思っております。いろいろなところで少しずつ取り上げられているということも出ていますが、時間をかけて、この制度をしっかりとつくりたいです。できましたら9品目以外のものでもそれぞれ業界で自主的にでもいろいろな形でどなたが買ったかということがわかるようなことに取り組んでいくといいのではないのでしょうか。消費者としてもこれを登録しておくとか何かいいことがあるというようになると有難いです。将来的に、長く使っているだけではなく、いろいろな問題が発生したときに所有者がわかると役立つことがあると思いますので、この数字、今が低いからという判断にならないよう取り組んでいただきたいということを強く願っております。それがきょう話題にあがっている問題の解決にも少しは貢献していくのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

○大澤製品事故対策室長　ありがとうございます。私どもも全く同感でございます。今のところ、私どもがお話を伺っている限り、長く安全に使えることを当たり前と思っておられる方々がまだまだ多くて、どうして点検にお金を出さなければいけないのだという反応がすごく多いところから、一般の方々の問題意識を何とか変えることができないかなど。当面もう少し丁寧に注意喚起をしていくしかないのかなと考えている次第でございます。

例えは悪いですが、自動車を10年間点検も受けずに乗り続けることは、みんな怖くてできないと思うのですが、一方で、家電製品ですとかガス機器は、全く点検すら受けずに平気で使い続けてしまう。それだけ皆さん安全性に絶対的な信頼を置いているのかもしれないけれども、実はそうではないというところをもう少し丁寧に訴えていくところからまずやっていかないといけないのかなと考えている次第でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。大体予定の時刻になりましたので、とりあえず先に進ませていただきたいと思います。

議題(4)、(5)についてもまとめてご報告していただいた後、質疑ということで、続けてお願いいたします。

○原製品安全課長　それでは、お手元の資料5をお開きいただければと思います。インターネット取引における製品安全の確保という資料でございます。

1 ページ目をおめくりいただきますと、先ほどご説明したとおり、インターネット通信販売等の製品による事故の比率が増加しているということでございます。

また、2 ページ目をごらんいただきますと、インターネットを通じた違反品の販売状況でございます。右のグラフでございますけれども、特にインターネット販売、店頭販売、それぞれの違反件数の推移です。ネット販売を通じたものの違反件数がふえているという状況でございます。

それから3 ページ目でございますが、モール運営事業者との協力体制でございます。ネットモールを通じていろいろな事故がふえているという状況を踏まえまして、経済産業省はモール運営事業者とさまざまな連携に取り組んでおります。昨年11月にも連絡会合を開催しまして、製品安全関係法概要ページ、例えばモバイルバッテリーを規制強化したものでございますけれども、この周知活動にもご協力の要請をさせていただいて、協力いただいております。左下が弊省の取り組みで、これをそれぞれのサイトに張っていただくといったことをやっております。

それから右下でございますけれども、経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応。これについても今までヤフー、楽天、アマゾンについては既にご協力をいただいておりますけれども、ことし2月から新たにKDD I コマースフォワードとも連携を始めさせていただきます。

それから、参考でございますけれども、4 ページ目をごらんいただきますと、OECD（経済協力開発機構）で国際共同啓発キャンペーンというのを昨年11月にやっております。これは消費者庁と連携させていただいて、オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーンということで、左下に、特にネットモール事業者の中で販売者の方への注意喚起のポイントを整理しまして、OECDメンバー国でワンボイスでこれを発表させていただいたところでございます。

それから、5 ページ目でございます。これは昨年もお話ししていると思っておりますけれども、海外事業者等に対する製品安全関係法の適用についてということで、昨年7月に電子商取引及び情報財取引等に関する準則に、我が国において製品安全関係法に違反する製品を流通させる行為は、海外販売事業者によるものであっても製品安全関係法の適用対象になるということを明示させていただいた次第でございます。ただ、これについて海外事業者にどうやって実効性を伴うようにさせるかというところは、今後も整理が必要と考えております。

それから、モール運営事業者との協力体制でございますけれども、以下の参考資料にそれぞれのモール運営事業者にどういった協力をいただいているかというのを参考で示させていただきます。

9ページ目でございますけれども、インターネット取引での製品安全対策に向けた調査も現在行っています。これは国内外の情報とか消費者の皆様のいろいろな動向について調査を行っている状況でございます。

続きまして、資料6をごらんいただければ幸いです。リチウムイオン蓄電池搭載製品及びI o T機器に係る安全確保のあり方という資料でございます。

1ページ目は、先ほどご説明したとおりリチウムイオン蓄電池関連製品の事故動向でございます。

2ページ目でございますけれども、リチウムイオン蓄電池搭載製品、特にノートPC、スマホ等の事故対策について現在検討を進めております。これらについては、まだ電安法で明示的に対象とはしてございませんけれども、今後どういう対応をしていけば事故が減っていくのか、平成30年は事故がふえてございませませんが、こういった製品の特徴、例えば電池の製造工程の管理、あるいは機器側におけるバッテリーマネジメントといった実態をいろいろ詳しくヒアリング等しているところでございまして、必ずしも直接的な規制がなじむかどうかということも品質管理のあり方とか、マネジメントシステムみたいなところにも入り込んでいるところでございますので、創意工夫が担保できるような、例えば安全対策ガイドラインとかといったものの対応も含めて有効なあり方について現在検討しております。

それから、1ページめくっていただきまして3ページ目でございます。I o T化等に向けた製品安全確保のあり方の検討ということで、これも向殿先生にご協力いただいております。近年、政府においてもSociety5.0の社会実現を目指してさまざまな取り組みが進んでいる中、I o T製品の需要が高まっています、一方で、サイバー攻撃とかソフトウェアやデータ不良等による製品事故のリスクについては、責任分界体制といったところも含めて不明瞭な部分が存在するのは事実でございます。こういったところを踏まえて、今後の電気用品等のI o T化に係る製品安全確保のあり方について、国内外の調査、外部有識者による検討会を実施しているところでございます。

それから、これはご参考ですけれども、4ページ目はOECDとECでこういったテーマについてもカンファレンスがありまして、JEITAの小松崎座長からプレゼンをして

いただいたということでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。続けて、資料7、8も事務局からのご報告をお聞きください。

○原製品安全課長 それでは、引き続きまして資料7をごらんください。製品安全における国際連携という資料でございます。

1 ページ目をおめくりいただきますと、これも先ほどご説明したとおり、輸入品の重大事故がなかなか減らないということでございます。

これを踏まえまして、2 ページ目でございます。製品安全行政における国際連携の考え方を述べさせていただいております。基本的な考え方でございますけれども、まずは輸入品による事故の分析と対策をしっかりと検討する、ターゲティングをしっかりとやっていきたいと思っております。例えば、対策の考察の中には、サプライチェーンの実態把握による課題抽出、課題ごとの効果的な対策の検討をしていく必要があると思っております。

それから②でございますけれども、対策に応じた国際連携・協力の検討。これは例えば先進国間であるとか中国、東南アジア等、国による対応を検討していく必要があると思っております。

それから③でございますけれども、バイです。2 国間の連携協力を当たっては、先方がございますので、相互互恵的な関係構築を目指す。こういった方向で考えております。

目指すべき方向性でございますけれども、重大事故の発生件数を踏まえつつ、事故件数と輸入が多い国、地域に注目していく。それから、将来、輸入ポテンシャルが高い東南アジア諸国に対しては、製品安全の考え方、製品安全文化の定着を目指す。それから、先進国間、OECDを含む間ですけれども、課題を共有して連携できる分野で積極的に協力していく。例えばESG投資とか民間の取り組み促進、オンライン販売への対応、IoT、AI等新技術への対応といったところを考えていくべきではないかと思っております。

それから3 ページ目は、実際、現在どういう取り組みを行っているかというところでございます。2 国間については、CPSC、ECについて緊密に連携しております。それから韓国ともやっております。台湾とも覚書を交わしまして、緊密な情報連携をやっております。

それから2. 多国間協力はOECD会合、これは消費者庁と連携して年2回対応しております。それからICPHSO（国際消費者製品健康安全機構）との情報共有をやってお

ります。

最後6ページ目でございますけれども、製品安全分野に係る国際連携・協力の現状。技術協力（タイ・マレーシア）と書いておりますけれども、この2カ国については先行して動いておりまして、製品安全文化の提供、研修、セミナーといったことをやっている状況でございます。

それでは、資料8-1をごらんください。製品事故防止に向けた取り組みの促進という資料でございます。

まず、1ページ目をおめぐりいただきますと、我々が今取り組んでおります製品事故防止に向けた安全性強化のアプローチでございます。左下の図をみていただきますと、メーカーの皆さんを中心に、まず自主的な安全性担保。それから政府は規制、あるいはポジティブインセンティブをやっている。消費者・取引先の皆様は購買・調達判断による影響力の行使。それから③は投資家によるアプローチ、こういったところで製品安全をより高めていくということで取り組んでおります。

2ページ目でございますけれども、製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）でございます。平成30年度の受賞企業は、大臣賞をとられた大企業製造事業者・輸入事業者部門では、パナソニック株式会社アプライアンス社、それから大企業小売販売事業者部門では、株式会社ニトリホールディングス、それから中小企業小売販売事業者部門では、株式会社大一電化社が受賞されております。

それから、製品安全対策ゴールド企業は、過去に経済産業大臣賞、あるいは金賞を3回受賞した企業を認定しておりまして、以下の皆様でございます。

3ページ目でございます。これは毎年11月が製品安全総点検月間でございますけれども、これにあわせて弊省、それからNITEの皆様、事業者の皆様等にさまざまな取り組みをしていただいております。

それから、全国6カ所で消費者庁が主催する消費者行政ブロック会議においても製品安全関連の広報について情報提供を行っております。

4ページ目でございます。消費者の皆様への情報提供・注意喚起につきましても、左の真ん中ですがけれども、平成30年、政府広報等を活用して、タイムリーにいろいろな広告をさせていただいております。

それから、右側ですけれども、NITEの皆様が毎月1回、これもタイムリーなテーマを取り上げて、定期プレス公表していただいております。

それから、先ほど紹介がありましたけれども、弊省でもリコール・製品事故情報「こち事故」というものを立ち上げまして、ツイッターでの情報提供を始めております。ぜひご登録いただくと幸いです。

5 ページ目からですが、E S G 投資を活用した企業への投資促進でございます。これについては、企業の皆様が製品安全の取り組みを投資家からきちんと評価をいただくためのポイント、優良事例などについて、政府から当事者企業の皆様に働きかけるとともに、投資家の皆様にもみるべき観点等を発信、啓発していこうということで考えております。

6 ページ目をごらんいただきますと、特に左下の総合報告書における安全性の取り組みの記載状況。投資家の皆様はなかなかC S Rなどは直接ごらんにならずに、統合報告書をごらんになることが多い中で、我々はそれに着目をしておりまして、これは製品安全分野だけではなくて産業保安も一緒にやっておりますけれども、432社をお調べしたところ、安全性の取り組みについての記載があるのは41社ということで、10%程度でございました。

ただ、この中でさらに統合的な記載がされているかどうかというところを、例えば投資機関にかかわっておられる方々とかにご評価いただいて示したガイダンスが7 ページ目でございます。時間もございませんので簡単にご説明しますと、項目別のポイントが下に書いてございます。企業全体をきちんと製品安全というところにトップマネジメントの価値を置いて、ビジネスモデルをしっかりと作りまして、持続可能性について安全を絡めてきちんとやっているかどうか、それを戦略的に活用しているか、成果と重要な成果指標（K P I）をきちんと定めてやっているか、それから今、サプライチェーンがグローバルになっておりますので、そういうところも含めてガバナンスがきちんときくような体制になっているか。こういうものが全て統合報告書の中に明示される必要があるということでございます。

8 ページ目に、製品安全の分野では優良企業としてご推薦がありました上新電機の取り組み事例を書いてございます。これは非常に参考になると思いますので、ぜひこういったものを参考にして企業の皆様に取り組んでいただければということをご期待しております。

続きまして、資料8—2をごらんいただければと思います。製品安全行政における電子手続化及びデータ利活用ということでございます。

1 ページ目をおめぐりいただきますと、産業保安関連法令に係る届け出手段の合理化・

電子化ということでございます。本省、各産業保安監督部、経産局に提出される製品安全4法を含む申請が年間約25万件ございまして、こういったところが事業者の皆様の手続、あるいは行政機関の執行面において大きな負担となっております。

これを踏まえて、官民双方の合理化、それから産業保安グループ一体での申請手続の電子化を進めているところでございます。特に製品安全4法につきましては、2019年12月以降、主要な届け出から順次オンライン化を計画してございます。

それから、1ページめくっていただきまして2ページ目でございます。製品安全AIによる製品事故分析及び対策の高度化ということで、31年度の予算として1.4億円要求をしております。これについてNITEに5万件、70万ページに及ぶこれまでの製品事故情報調査関係資料がございます。これにAIを生かしまして、事故対応をしっかり取り組んでいきたいということでございます。これにつきましては、NITEから少し補足いただければと思います。

○大福委員 NITEの大福でございます。

次の3ページをごらんください。構築するAIシステムのイメージでございます。右のほうに学習データとございますが、先ほどご紹介いただきましたように、NITEには約5万件、ページ数として70万ページに及ぶ過去の事故情報がございます。これはほとんどが画像情報でございまして、このままでは使い道がないのでテキスト化します。これをテキスト化するところから始めまして、AI処理が可能なようにつくります。可能なようにつくったものを参考に、そこに記載してございます3つの項目を順に行っていくということでございます。

まず1つ目は、製品事故予測システムに活用するモデル化でございます。個別の事故調査を行った後、得られたデータをもとに、既に昨年度、供試版、今年度、完成版に至っておりますが、製品事故予測システムの既存データにマスターデータとして提供できないかということを考えます。今、この予測システムは2つの品目しかございまして、今年度中に合計6品目の予測ができるように構築いたします。そのシステムの中に、さらにつけ加えるべき予測できる品目がないかということに提供できるのではないかと考えております。

2つ目でございます。事故調査の高度化・効率化に活用するモデル化でございます。私どもは経済産業省からご指示いただいた重大製品事故について、全てを調査するわけでございますけれども、その調査に当たっては、事故の原因をどこに求めるかということ

我々自身が判断していく必要がございます。これは個人の属人的なノウハウとかに頼るところが多いので、過去の膨大なデータをAIによって予測していただく、製品、部品、異常、使用状況等の事象ごとの関連性を評価し、調査のポイントを検出する。これによって調査の大幅な効率化ができるのではないかと考えております。試験項目を闇雲にふやすわけではなく、事故原因に絞ったやり方を行うということでございます。将来的には、これを規格基準等に活用することも考えているところでございます。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。では、もう一件お願いします。

○原製品安全課長　最後でございます。資料8—3をごらんいただければと思います。製品安全規制の改正・見直し事項でございます。

まず1ページ目は、先ほど申し上げましたモバイルバッテリーの規制対象化でございます。これは既に昨年2月に改正しまして、経過措置を設けて、ことしの2月1日からモバイルバッテリーが規制対象化になったということでございます。

それから2ページ目でございます。これは雑音の強さ基準の追加ということで、PLC（パワー・ライン・コミュニケーション）ということでございますけれども、これを内蔵した電気用品を電気用品安全法の技術基準の解釈通達に追加できないかということで検討を行うものでございます。これは昨年12月に生産性向上特別措置法が30年6月にできまして、新技術等実証制度、規制のサンドボックスといっていますけれども、これにPLCを家電製品に組み込んでお使いになりたいという企業から提案があったものでございまして、ことしの4月から6月に実証試験が行われると。これを踏まえて、それにあわせて日本電気協会の中の雑音部会というところで今、ご検討いただいて、もし問題がなければ2019年中を目途に技術基準省令の解釈通達を改正するというところで検討を進めるものでございます。

それから、3ページ目、4ページ目でございますけれども、家庭用の圧力鍋及び圧力釜並びにライターの省令改正。これも昨年お話ししていると思いますけれども、省令改正、それから通達の改正を昨年7月2日付で行っております。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、この後、約20分ですけれども、ご質問を受けたいと思います。きょうはかなり色合いの違う話題の報告がたくさんありました。それに関するご質問はもちろんですし、

また、きょう触れられなかった論点についてのご意見でもよろしいかと思えます。皆さん、どうぞ自由にご質問、ご意見をお願いいたします。長田委員、どうぞ。

○長田委員 インターネット通販で購入した製品による事故の比率が増加しているというところなのですが、伸びているのは資料でわかりました。事故ではなくて、生活用製品がインターネットで購入される率がどのくらい上がっていて、インターネットそのものに何か課題があるのか、そうではなくネットで買われている方がすごくふえているからなのかということはどう分析しておられるのか教えてください。

○原製品安全課長 ありがとうございます。資料5をみていただきますと、1ページ目でございますけれども、これはあくまで製品の重大事故比率の推移でございます、そういう意味では長田委員のご指摘とは違いますけれども、世の中でどれだけネット通販による買い物がふえているかということに直接お答えすることにはならないのですが、事故の比率がふえているということは、ネットモールを通じた製品の購入はふえているのだろうと考えています。

事故が起こるのは当然タイムラグもございますので、実態はもっとふえている可能性もございますけれども、その定量的なデータについては、きょうはお示しできません。恐縮です。

○三上委員長 ほか、いかがでしょうか。倉貫委員、お願いいたします。

○倉貫委員 インターネット取引されるもので、P Sマークが貼っていないと販売できないということで、最初の説明で、違反件数の中でP Sマークを貼っていないのがすごく急増していたと思うのですが、何でP Sマークを張っていない違反がすごく急増しているのかということと、インターネット取引されているところでP Sマークを張っていないと罰せられると書いてあるのですが、実際、モール事業者との協力体制の中でどういう対応がとられていて、バッテリーの事故などを防ぐような対策をとられているのか教えていただきたいのですが。

○原製品安全課長 ありがとうございます。資料1に戻るといいのかもしれませんが、4ページ目、各法の違反事項詳細というものがございまして、P Sマーク表示違反、電安法のご指摘かと思えます。これについては、なぜふえているかというところはなかなか承知しにくいところなのですが、特に電安法の製品は、マーケットのストックも飛躍的に伸びていると思いますので、そういう意味では、一体世の中にどれぐらいそういうものが存在しているのかという定量的な数字は、残念ながらなかなかお示しできない状

況でございます。

ただ、一方で、我々のリソースが限られている中で、例えば販売事業者のところは自治体にもご協力いただくような形でいろいろお調べしているところで、そういったところでもふえているかどうかというのはなかなか難しいのですけれども、網をかけているというか、例えば情報提供とかをいただいて、そういうところを中心に調べるとか、モバイルバッテリーが規制対象化するので、そういうところを中心に当たってみるとか、そこはいろいろ工夫をして網をかけているところがございます。ちょっとお答えになっているかどうかあれなのですけれども。

○福島技術総括・保安審議官 追加でお答えしますと、どういう経緯で違反を覚知するのかというと、試買テストや関係業者からの情報提供でわかるわけですけれども、そういうところについては、モール事業者との連携関係はかなり強くしていますので、わかった時点で直ちに、こういうメーカーとかこういう品番とかというのはモール事業者に連絡をさせていただいて、そういった商品の掲載があるかどうかを含めて、違反であれば、そういったものの出店を取り下げていただくということはかなり迅速にできるようになってきていると思います。

P S マークの違反事例も、当然、一生懸命探せば違反事例も増えてくるので、これが全体の中で全てということにはなっていませんけれども、モール事業者に対しても、当然、モール事業者以外にも普通の店舗販売もありますが、ホームページだけではなくて、そういった関係業者にはなるべく早く情報提供を積極的に展開することによって、違反をなくしていこうという取り組みをしています。

○原製品安全課長 1点補足をさせていただければと思います。

先ほどの資料5の3ページ目でございます。お時間のあれで余り丁寧にご説明しなくて恐縮でございますが、右下のネットモール事業者との連携の図でございます。出品者の方はネットモール事業者というわけではなくて、ネットモール事業の中で販売されている事業者にもいろいろな通知とか確認を直接行って見て、その出品されている方から何か反応があれば、それを踏まえて端緒にして調査を進めていくのですけれども、何もそこで連絡がとれないとか、対応が怪しいということになると、出品削除等の要請を我々からさせていただいて、それを踏まえて、今度はモール運営事業者が出店されている販売事業者の方に対して直接調査の協力を要請いただいて、それでも動かないと出品削除とか、そういう対応をとっていただいている、そういう連携をさせていただいております。

○倉貫委員　ありがとうございます。

○三上委員長　ほか、ご質問いかがでしょうか。

1つ、私からでもよろしいでしょうか。先ほど国際連携の中でOECDのIoTワークショップというところ、これは各国からも報告があったのではないかと思うのですが、何かおもしろい注目すべき取り組みみたいなことをお感じになったことがございましたでしょうか。

○原製品安全課長　ワークショップ当日は、私は参加できておりませんが、OECD共同啓発キャンペーン自体は、我々が承知しているのは、多くの先進国で同じようなお悩みをもっておられるので、こういうテーマでオンライン上で販売される製品の安全確保のためにメッセージを出さないかということで出てきた話だと思っております。

一方、我々が現地に行った際、EUや米国とも少し話をしましたが、やはり彼らも同じような悩みをもっておられます。それから、中国も実は議論をしております、中国も最近はそのような問題意識をもっておられるということで、先進国だけでなく、グローバルな課題になりつつあるのかなという感じもしております。

○三上委員長　ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。水流委員、どうぞ。

○水流委員　インターネットモールは、ビジネスとしては、B to Cですが、C to Cの取引もあります。先ほどのSDGsの話からいくと、所有者を変えるC to Cの営みと、もう1つの考え方として、シェアリングエコノミーという観点でとらえると、所有することによる幸福ではなくて、それを使うことによる幸福が成立することになります。それによってSDGsの課題解決をしようと考えたときに、今の製品安全の考え方をその中にうまく組み込んで、善良なる市民、よき市民として、SDGsの課題解決のために、シェアリングという概念でC to Cの向かう流れをもう少し健全に管理できる仕組みが、ビジネスの中で起きてくるのでしょうか。それともこういう経済産業省としての活動の中でも取り組むべき対象であるまだ使えるのだけれども、少し製品を新しくしたい場合に長期使用製品も含め、所有権を移そうという場合と、自分は所有権をもったままでシェアリングという形で提供するなどの思いを支援するしくみが、今のテクノロジーを使えばできなくもないであろうと考えられます。そういった部分を何かもう少し健全に回す仕組みも今後考えていったほうがいいのかと思われるのですが、そのあたりはいかがでしょう。新しい製品安全の中の取り組みとして。

○原製品安全課長　ありがとうございます。現行の法規制では、製造事業者であったり

輸入事業者であったり販売事業者であったり、そういうところが規制の対象になっているので、なかなかC to Cのところは対応していないのが実態でございますけれども、シェアリングみたいな話になっていくと、もしビジネスとしてそういうものが出てくるのであれば、それはどう考えるのかというのは考えていく必要があるのかなという気がしております。

ただ、今回、ネットモール事業者の皆様との連携の中には、きょうの資料の中にはございませんけれども、C to Cビジネスみたいなところをやっておられる方々とも実は連携しておりますして、製品の重大な事故に関する情報共有とか、我々が心配している事故はそういうループに入っていて、まずは情報共有させていただいて、C to Cビジネスをやっておられるような方々もみずからお考えになって、そういうシステムを使っておられる方の中での安全の確保みたいなところにもご関心はもっていただいていると思っております。

○三上委員長　確かにシェアリングエコノミー、あるいはAI化した製品がどんどん消費者の教育で変わっていくようなケースとか、これから本当に作り手、売り手という文脈では整理のできない製品安全問題が出てきますよね。きょうの議題の中でも技術革新を踏まえた製品安全のあり方というのは、長い目でみるとそういうことがどんどん議題になってくる時代なのかなと思いますので、事務局のほうでさらに勉強を深めていただくということをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。――では、ちょっと時間もあるようですので、今回、統合的開示の優良企業として上新電機がご紹介されました。きょうは上新電機としてのご参加ではございませんけれども、金谷委員、もし何かこういったことを取り組まれるに当たってのご苦労談がありましたら、ぜひ一言でもご紹介いただければ。

○金谷委員　ありがとうございます。上新電機の金谷でございます。

統合報告書ということで、好事例で挙げていただきましたけれども、スタートがCSRの報告書を2007年度からつくっておまして、もともとCSRという趣旨でつくってきたものに対して、統合報告書にレベルアップしようということで、通常の生い立ちですと損益計算書とか、そういったものが中心の定量データで物事をつくっていくのですけれども、弊社の場合はそうではなくて、非財務データを中心に物事をつくっていった中に損益計算書とか、そういった定量データを入れたということで、他の企業と生い立ちがちょっと違うことから、CSRの部分のページが多くなったということだと思います。

ご紹介いただいて非常にありがたいのと、製品安全でゴールド企業という形になっているのですが、製品安全のゴールド企業とか製品安全の評価というものをもう少し世間に広めていただくことが、逆にいうと統合報告書にCSRの内容が盛り込まれることにつながっていくと思っていますので、そこら辺をアピールしていただくと非常にありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○三上委員長　ありがとうございました。

そうしましたら、ご質問がないようでしたら、大体いい時間になりました。最後に事務局からいろいろなご連絡をお願いいたします。

○原製品安全課長　ありがとうございました。本日の議事録に関しましては、事務局で作成させていただいた上で、後日、委員の皆様方にご確認いただきまして、ホームページで公表する予定でございます。よろしくお願いいたします。

○三上委員長　それでは、以上をもちまして産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会を終了いたしたいと思っております。本日はご多忙のところ、長時間にわたりありがとうございました。

——了——

商務情報政策局　製品安全課　03-3501-4707